

表

第	号
身 分 証 明 書	
住 所	
職名及び氏名	
上記の者は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第26条 第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証する。	
年	月 日
都道府県知事	
印	

裏

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（抜粋）
第十三条
6 前項の規定により立入調査をする委員又は職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
7 第五項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
第二十六条 都道府県知事は、この款の規定の施行に必要な限度において、使用権者（裁定申請をしている事業者でまだ土地使用権等を取得していないもの及び使用権者であった者を含む。以下この項において同じ。）に対し、その事業に関し報告をさせ、又はその職員に、使用権者の事務所、使用権設定土地その他の場所に立ち入り、その事業の状況若しくは事業に係る施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 第十三条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。